

すさみ町 議会だより

第163号
2024.5.1



も く じ

3月定例会	2P~4P
一般質問	4P~7P
編集後記	10P

発行・和歌山県すさみ町議会 編集・議会広報編集委員会
〒649-2621 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見 TEL0739(55)4808 FAX0739(55)2566

令和6年 第2回 3月定例会

会期 令和6年3月8日～3月18日(11日間)

人事案件

令和6年第2回すさみ町議会定例会に提出された案件は、人事案件6件、条例改正案件13件、土地の取得案件1件、組合規約変更案件1件、公の施設の指定管理案件1件、町道路線の変更案件1件、令和5年度補正予算案件4件、令和6年度当初予算案件8件、追加議案案件2件すべて原案のとおり可決しました。なお、一般質問は、4名が登壇し、町長の考えをいただきました。

選挙管理委員会委員の選挙について

(内容) 現選挙管理委員会委員の任期が、本年3月30日で満了となることから、地方自治法第182条第1項の規定により、議会において選挙するもの。

選挙管理委員会委員補充員の選挙について

(内容) 現選挙管理委員会委員補充員の任期が、本年3月30日で満了となることから、地方自治法第182条第2項の規定により、議会において選挙するもの。

すさみ町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(内容) 現人権擁護委員の宇井

清子氏の任期が、本年6月30日で満了となることから、後任に作野早未氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるもの。

すさみ町副町長の選任の同意を求めることについて

(内容) 現副町長の原口永氏の任期が、本年3月31日で満了となることから、引き続き同氏を副町長に選任したく、議会の同意を求めるもの。

すさみ町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

(内容) 現固定資産評価審査委員会委員の君嶋榮作氏の任期が、本年3月25日

満了となることから、同氏を引き続き同委員に選任したく、議会の同意を求めるもの。

すさみ町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

(内容) 現教育委員会委員の宇井清子氏が本年3月31日で退任することから、後任に成川恵子氏を任命したいので、議会の同意を求めるもの。

条例改正

すさみ町役場の位置に関する条例の一部を改正する条例について

(内容) 役場庁舎の立野地区への移転計画に伴い、当該条例の一部改正について議会の議決を求めるもの。

すさみ町役場支所の設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例の一部を改正する条例について

(内容) 支所設備を備えた江住避難所が本年3月末に完成する予定であることから、江住支所の移転にあ

たり、当該条例の一部改正について議会の議決を求めるもの。

すさみ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について

(内容) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町立避難所の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(内容) 江住避難所が本年3月末に完成する予定であることから、当該条例に江住避難所を追加するため、議会の議決を求めるもの。

すさみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

(内容) 議会議員、各種委員、町長、副町長及び職員等

の旅費について、関係条例の一部改正を行うもの。

すさみ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

(内容)

法律改正により、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、当該条例の一部改正を行うもの。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

(内容)

滞納にかかる督促手数料が、金融機関の公金取扱手数料を大きく下回ることとなることから、督促手数料を廃止する条例改正案を議会に上程するもの。

すさみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(内容)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、液化石油ガスの管理等の許可に係る申請に対する審査手数料を変更するため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

(内容)

令和6年4月から第9期介護保険事業計画が始まり、介護保険料を改定する必要があることから、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

(内容)

ゴミの処理区分にタイヤ、自転車、ピアノなどの処理困難物を追加する条例の一部改正を行うもの。

すさみ町漁港管理条例の一部を改正する条例について

(内容)

漁港漁場整備法の改正により、法律名、参照する条項等を改めるため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町消防団条例の一部を改正する条例について

(内容)

消防団員の旅費にかか

る費用弁償の規定を追加し、災害出動が7時間45分を超える場合は、超える1時間ごとに1,000円を追加して支給する規定を加えるため、当該条例の一部改正を行うもの。

すさみ町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

(内容)

消防団員等公務災害補償等責任共済法の改正に伴い、補償基礎額の改定を行うため、当該条例の一部改正を行うもの。

土地の取得

土地の取得について

(内容)

役場庁舎の立野地区への移転計画に伴う用地取得について、議会の議決を求めるもの。

規約改正

紀南地方老人福祉施設組合規約の一部を改正する規約について

(内容)

共同処理する事務の規定中、「串本町に係る事務においては合併前の串本町の区域に限るものとし」

を削るため、当該規約の一部改正を行うもの。

公の施設の指定管理

すさみ町立避難所の指定管理について

(内容)

本年3月末に完成予定の江住避難所を江住区に指定管理するため、議会の議決を求めるもの。

町道路線の変更

町道路線の変更について

(内容)

町道沼田谷東線を約160m延長することから、議会の議決を求めるもの。

令和5年度補正予算

令和5年度すさみ町一般会計補正予算(第9号)について

(内容)

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ22,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,743千円とするもの。

歳入予算の主なもの
固定資産税
52,365千円

普通交付税

28,454千円

繰越金

69,392千円

町債

10,200千円

財政調整基金繰入金

△174,141千円

歳出予算では、実績により地籍事業調査委託、予防接種委託料などを減額しています。

また、繰越明許費として消防団車両購入事業ほか4事業を計上しています。

令和5年度すさみ町国保すさみ病院事業会計補正予算(第4号)について

(内容)

収益的支出において、病院移転に伴う固定資産除却費6,374千円を追加し、収益的収入では、除却資産にかかる長期前受金戻入4,975千円を追加するもの。

令和5年度すさみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

(内容)

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ550千円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ89,751千円とするもの。

令和5年度すさみ町介護保険特別会計補正予算(第4号)について(内容)

既定の予算総額は変更せず、歳出予算では過年度精算分償還金などを追加する一方、基金積立金などを減額し、歳入予算では国庫補助金を追加し、一般会計繰入金を減額する予算の組み替えを行うもの。

令和6年度当初予算

令和6年度すさみ町一般会計予算について

令和6年度すさみ町国民健康保険事業特別会計予算について

令和6年度すさみ町国保すさみ病院事業会計予算について

令和6年度すさみ町水道事業会計予算について

令和6年度すさみ町簡易水道事業会計予算について

令和6年度すさみ町介護保険特別会計予算について

令和6年度すさみ町後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度すさみ町土地取得特別会計予算について

追加議案

すさみ町税条例の一部を改正する条例について(内容)

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部改正を行うもの。

すさみ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について(内容)

地方自治法の一部改正に伴い、すさみ町議会議員とすさみ町との請負の状況を公表する事等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定するもの。

町政のここがききたい!

一般質問

掲載した内容は、議員が質問と答弁をまとめたものです。

防災計画の見直しについて



堀谷 伸二

二次災害の防止に必要かと思いません。固定カメラを含めドローンを使った町全体の情報収集等、可能なシステムづくりも進めていきたいと考えています。

問 能登半島地震を教訓として早急な対策の見直しが必要だと思うが、取り組みはいかがでしょうか。

答弁 町長 この震災を契機として、見直しの必要な事項を洗い出し、町の防災会議の意見を聞き、県計画の修正内容に沿って防災計画を修正することとしています。

問 情報収集について被災状況がつぶさに分からないと対応ができない。秋葉山とか大日山上に定点観測カメラ等の設置の考えは。

答弁 町長 正確な情報を早く集めて対応を素早くすることが災害復旧、



問 ライフラインについて電気は比較的復旧が早い。水については循環利用できる装置システムが必要になると思うがいかがでしょうか。

答弁 町長 ろ過装置等、水の供給については飲料水と雑水とに分けて供給できるような施設、設備を整えるべきであると考えます。

問 移動式トイレ、シャワー室付トレーラー導入の考えは。

答弁 町長 各町村に提案して、局地的な災害なら貸し借りできるし衛生的にも安心して利用できるので検討します。

問 避難場所について。一次避難でとにかく高い所に逃げた後、二次避難の場所を確保しないと助かった命が無駄になるかもしれない。避難所についての考えは。

答弁 町長 緊急避難場所は、とても大事な事であると思います。津波被害が起こり得る地域で、避難施設をつくれる場所については順次つくっていきます。

問 自衛隊の駐屯地誘致について。自助、共助、公助で大災害は自衛隊の協力なくしてはあり得ない。南海トラフ地震は九州から静岡まで影響が広範囲にわたるわけで、当然、被災地も広範囲であると思います。実現可能かどうかは別として、自

衛隊の駐屯地もしくは分屯地を誘致することにより、すさみ町はもとより紀南地方の安全・安心を確立したいと思うが、誘致に向けての考えは。

答弁 町長 自衛隊の駐屯地の誘致については、以前から自衛隊とも話をしていますし、西牟婁郡として誘致をしてはどうかとも話をしておりま

防災対策について



吉田 靖広

す。今のところすさみ町には適した土地もありません。これから造成等で誘致をできる条件を整えれば、本格的に運動を開始してもいいのではないかと思います。高齢者の多い我が町にとって早急に自衛隊を派遣してもらえ

るように備えておくことは大切なことではないかと考えております。

害や予想されている南海トラフ巨大地震に備えた対策を今後どのように進めるおつもりか。

答弁 町長 東北震災後、地震や津波を問わず、各区に自主防災組織の活動費として年間50万円の助成を行っています。今後の対策としては、ドローンや3Dマップの作製を行うなどデジタル技術を活用し、被害状況や安否確認等の正確な情報収集が出来るようにしたい。また、防災センターや病院、庁舎を拠点とし

て、災害が起きた時に、迅速に対策が出来るようにしたい。

問 高台移転の観点から、高台の安全は担保されているのか。また、高台のインフラ整備や高台への新道路の整備は行わないのか。

答弁 町長 立野はインターチェンジの近くであり、津波の心配もない。堤防の決壊については庁舎の建設部分は2mかさ上げします。また、ヤードを多く作る必要があります。

問 コンパクトシティにしようと言うお考えはないか。

答弁 町長 デジタル技術を使うことで、町全体の情報管理を行い、コンパクトビレッジ作りが必要。

すさみキャンパスについて

問 町長は、「すさみキャンパス」設立の目的は、ふるさと納税を増額

するための商品作りと、すさみ町への観光客など町へ訪れてくれる方を増やすことであり、その結果として移住される方が多くなり、人口減少が鈍くなればとの事ですが、では、なぜ、ふるさと納税が増額し、人口減少が鈍くなると当町にとって良いのか。

また、観光客の集客は、観光協会とどのように役割分担するお考えか。

答弁 町長 ふるさと納税の増加は単に収益増額だけではなく、すさみ町を知る、訪れる一つの手段として有益で、教育旅行や親子の地方留学体験の事業は、関係人口の構築を目的としています。この様に様々な事業を行うことで、複合的に人口減少の鈍化を促し、集落活動の維持や、町の活力維持に繋がっていききたい。町民はじめすさみ町に関係する方が、積極的に町作りに関わる場を用意し関わる皆さんと共に持続

し、ふるさと納税を増額

可能な、すさみ町を実現していききたい。
観光協会との役割分担は、あくまでも別の法人でありお互いの強みを生かした事業を進めており、教育旅行の受け入れに関しては、連携して事業を進めています。今後も相互に協力して、事に当たることが大切と考えている。



防災・減災対策について



問所 正好

問 1点目 南海トラフ地震が発生すれば、JR紀勢本線及び国道42号線が寸断され海岸線に点在する集落が孤立化する。その対策として自助・共助の取組みが重要と考えるが。

答弁 町長 大規模災害時には、行政の力のみでは対応できない、町民一人ひとりが自身や家族の生命・身体を守る↓「自助」。地域住民が相互に助け合う↓「共助」の取組みが必要。阪神淡路大震災では救助隊が到着するまで、地域住民が自主的な救助活動により多数の住民が助かった。各区・学校・事業所等に出向き防災対策に全力で取り組み。

問 2点目 地震・津波・被災地では、寒さや衛生環境の悪化によりインフルエンザ等で肺炎を引き起こし災害関連死が増加した。災害弱者を防ぐ具体的な対策は。

答弁 町長 災害関連死で亡くなる多くは高齢者が呼吸器や循環器系の疾患を引き起こし、また若い方でも心身の過労やエコノミー症候群等により亡くなっている。対策として①避難所の衛生環境の保全や心的過労を軽減、重篤化患者の異変を見守る体制作りを行う。②避難所を利用しない被災者への対策は健康状態を把握し、支援が行き届くよう取り組む。③持病等により常備薬の必要な方への啓発を行う。

問 3点目 阪神大震災などでは、家屋の倒壊で圧死（窒息死）による犠牲者が多発。当町の住宅耐震化対策は。

答弁 町長 住宅の倒壊等による圧死対策として、住宅の耐震診断及び改修事業を活用、当町で耐震診断を受けた方は157件、耐震性がないと判断された14件については改修を行った。住宅耐震改修事業には、住宅の補強・改修・建替・居室内に耐震シェルターの整備方法があり、これまでに広報や職員が地域の集會等に出向き啓発に努めています。

問 4点目 過去の災害での教訓から災害時に使用する井戸については、各自自治体において事前登録制度が進んでいる。防災用井戸の活用としての整備計画があるのか。

答弁 町長 大規模災害発生時には水道が断水し、長時間にわたり飲用水や生活用水が確保できない懸念がある。災害時における井戸の活用は他の自治体で実施されており、その多くは住民等が所有する井戸を断水時に地域住民に開放し、生活用水の確保する手段として実現できるよう推進する。



防災対策について



竹本 直美

問 地震・津波対策の現状と課題について。

高台などへ一時避難した後、家屋が損壊した場合の避難先、利用人数、空調設備の備え、また、運営の手順などは。

答弁 町長 町指定避難所は公共施設や協定施設を合わせて42施設あります。このうち巨大地震を想定した場合、津波浸水想定区域外にある指定避

難所は27施設で、収容人数は1,100人と想定し、施設の大小により1施設に10名〜200名ほどです。人口に比して不足していますので、車中泊、テント泊、安全な自宅避難、町外への広域避難の対応が必要になると考えられます。

また、町の施設は空調設備をしていますが体育館はしていません。新しい施設には自家発電を用意しています。

避難所の開設、運営には、自主防災組織等の協力が不可欠です。理解を得て訓練等を実施していきたいと考えています。

問 備蓄や搬入方法、仮設住宅の考えは。

答弁 町長 備蓄の主な物資は可搬式の災害用トイレ65基、簡易ベッド250基、毛布、寝袋、約700枚、食料1万3,000食、飲料水1万800ℓ、その他生理用品や口腔ケア用品などです。搬入できなくなることを想定し、江住や佐本

などにも分散備蓄をしています。

仮設住宅につきましては、応急仮設住宅の実施主体は災害救援法の適用を受けた被災都道府県であり、住宅が全半壊するなどしてみずからの資力で住宅を確保できない人と定められています。入居期間は原則2年です。建設用地は町有地を想定しています。

問 避難生活が長引いた場合、保存食ではなく暖かい食事の提供が望まれるが。

答弁 町長 給食センターなど公的な施設を活用していきます。また、地域の避難所の厨房もその地域で責任をもって運営をできる状態であれば運営をしていただけたらと思います。

問 避難行動要支援者への個別避難計画の策定、情報の共有は。

答弁 町長 支援を必要な方に登録申請をしていただいています。個人情報の開示に同意を得られ

た方を災害時に消防機関等に開示、共有されません。個別避難計画の策定に引き続き努めます。

問 すさみ町津波避難計画の見直しは。また、防災講座などの計画は。

答弁 町長 平成27年3月に策定しています。現在見直しを進めているところであり、県や、町の地域防災計画との整合性を図り、整備したいと考えています。

防災に関する講座では、要望のあった地区へ提言させていただいていくところです。県とも連携しながら各地区での講座開催に努めてまいります。



江住避難所

すさみ町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

令和6年3月21日 条例 第16号

(目的)

第1条 この条例は、すさみ町議会議員（以下「議員」という。）がすさみ町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）におけるすさみ町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

東京政務調査報告書

産業建設常任委員会と総務民生常任委員会は、令和6年2月7日～9日にかけて視察研修を行いました。本年度は産業建設常任委員会からの発案で、「東京消防庁本所防災館」、「紀州わかやま館」、「ふるさと回帰支援センター」を訪れました。

1日目は、東京消防庁本所防災館にて地震や津波をはじめ、様々な災害についての講義を受け、災害の恐ろしさを改めて再認識し、今まさに懸念されている南海大地震に対する安心、安全の確保のための施策の必要性を強く感じました。

2日目は、自治体アンテナショップ「紀州わかやま館」、移住相談センター「ふるさと回帰支援センター」を訪問しました。「紀州わかやま館」は和歌山県全域の観光相談や特産品の販売を行う施設。「ふるさと回帰支援センター」は移住希望者と受入地域をマッチングさせるため相談や情報提供を行う施設。和歌山県ブースにて職員の方に近年の移住希望者の傾向等を教えていただきました。現在当町でも移住、定住を促す施策もおこなっているところではありますが、大変参考になるものでありました。

また当町と縁があり、すさみ町産未利用魚（シイラ等）を使用いただいているレストランにて食事をとりました。東京の地でもすさみ町産の魚は大好評だと伺い、大変嬉しく感じました。

短い時間ではありましたが、現地にて様々な貴重な話を聞くことが出来、有意義な時間を過ごすことが出来ました。



議長・副議長・事務局長研修会

2月15～16日、令和5年度和歌山県町村議会議長会 議長・副議長・事務局長研修会が和歌山市「ホテルグランヴィア和歌山」で開催されました。

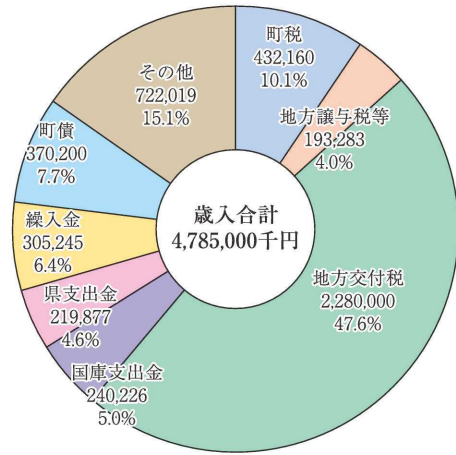
研修内容は、1日目はジャーナリスト・大和大学社会学部教授・佐々木正明氏から「①『プーチンの戦争』は今後、どう展開するのか②和歌山県太地町の反捕鯨運動の今」、2日目は和歌山県市町村課長・千々松裕治氏から「地方行財税政の最近の動向」、和歌山県東京事務所主査・西中啓二氏から「和歌山県東京事務所の概要」というテーマで講演いただきました。



令和 6 年度及び令和 5 年度 当初予算比較

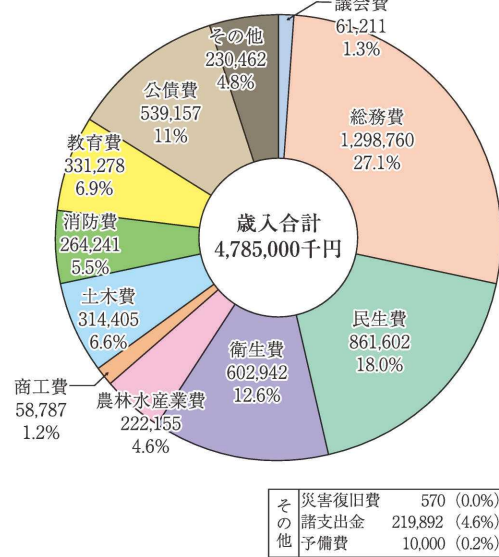
(単位：千円)

歳入 令和 6 年度

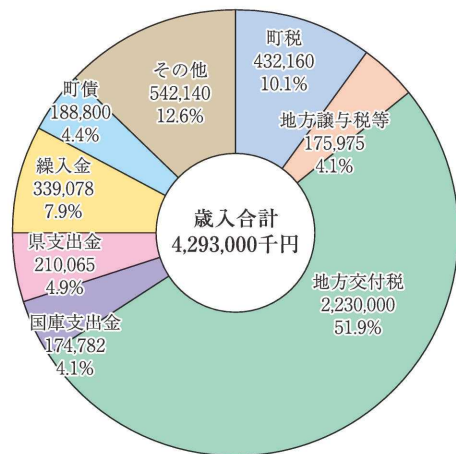


地方譲与税	89,633 (1.9%)
利子割交付金	400 (0.0%)
配当割交付金	2,000 (0.0%)
株式等譲渡所得割交付金	2,000 (0.1%)
法人事業税交付金	6,000 (0.1%)
地方消費税交付金	90,000 (1.9%)
自動車税環境性能割交付金	2,000 (0.0%)
地方特例交付金	1,000 (0.0%)
交通安全対策特別交付金	250 (0.0%)
分担金及び負担金	3,005 (0.1%)
使用料及び手数料	82,717 (1.7%)
財産収入	24,685 (0.5%)
寄付金	400,010 (8.4%)
繰越金	100 (0.0%)
諸収入	211,502 (4.4%)

歳出 令和 6 年度

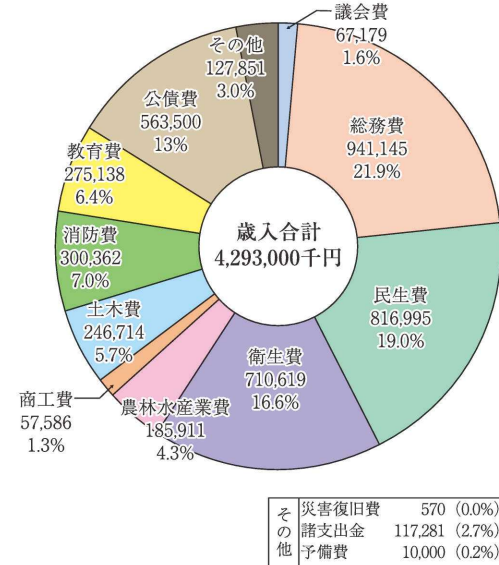


歳入 令和 5 年度



地方譲与税	72,325 (1.7%)
利子割交付金	400 (0.0%)
配当割交付金	2,000 (0.0%)
株式等譲渡所得割交付金	2,000 (0.0%)
法人事業税交付金	6,000 (0.1%)
地方消費税交付金	90,000 (2.1%)
自動車税環境性能割交付金	2,000 (0.0%)
地方特例交付金	1,000 (0.0%)
交通安全対策特別交付金	250 (0.0%)
分担金及び負担金	3,315 (0.1%)
使用料及び手数料	81,740 (1.9%)
財産収入	21,929 (0.5%)
寄付金	305,010 (7.1%)
繰越金	100 (0.0%)
諸収入	130,046 (3.0%)

歳出 令和 5 年度



編集後記

新緑の候、皆様方にはお健やかに過ごしのこととお喜び申し上げます。3月議会も無事終了し、本年度一般会計予算額が前年度より11.46%増の4,785,000千円、特別会計及び企業会計で2,693,006千円、総額7,478,006千円で可決となりました。本年度は役場庁舎高台移転に向けた用地購入、測量設計、建設工事設計業務等にとりかかります。大変大きな事業となりますが、議会としても執行部と十分協議を重ねながら取り組んでいく所存でございます。

また本年はコロナ禍以来久しぶりに、小・中学校の卒業式、入学式に議員一同で出席させていただきましたことができました。みなさまの大切な節目のセレモニーに立ち会えることができたことを嬉しく思うとともに、子どもたちの輝かしい未来のために、議会もより良い町づくりのために邁進していきたいと気が引き締まる思いとなりました。

本年度も何卒よろしくお願いたします。